

令和元年度第2回「大分県食品安全推進県民会議」ご意見等

R1.11.26 開催

1 第5次大分県食品安全行動計画取組状況に関する委員からのご意見について

(1) 農産物「安心おおいた直売所」取組宣言の推進について		
ご意見等の概要	県の考え方・取組状況等	関係課
道の駅・直売所に出荷する生産者ごとに農薬・農薬飛散に関する知識量の差があるのではという懸念がある。農産物「安心おおいた直売所」取組宣言制度の推進を通じて、農薬に関する知識をどのように生産者に周知するのか？(志賀委員)	農産物「安心おおいた直売所」取組宣言制度では、農薬指導士の設置や残留農薬検査の実施、農薬適正使用に関する講習会の実施等を義務づけており、当該直売所は、当制度を通じて、自らが農薬適正使用を生産者に指導できる体制を整備してきた。さらに、県では、農薬の適正使用に関するチラシを作成して、農薬の希釈倍率や使用品目を守ってもらうように直売所等の方に配布をして啓発に努めている。	地域農業振興課

(2) 水産用医薬品について（農薬に関連して）	
ご意見等の概要	
病気予防のために魚に事前に水産用医薬品を使用するが、薬を投与してから一定期間は出荷できないと決まっているため、薬が魚の体内に残留した状態で出荷しないように、特に気をつけている。 (富高委員)	(情報提供)

(3) HACCP について		
ご意見等の概要	県の考え方・取組状況等	関係課
事業者の HACCP の自主的な導入は、進んでいるのか？その状況は、行政は把握しているのか？もし、現在の課題があれば教えてほしい。(高下委員)	今年の4月からすべての事業者ワークショップセミナーを受講してもらい、まずは HACCP 導入を支援している。そして、保健所と食品衛生協会の職員が協力しながら、HACCP を着実に実行しているかを今後も確認をしていく。	食品・生活衛生課
令和3年6月に HACCP が義務化された後、職員が確認に行ったりするのか？ (大呂委員)	営業許可を行う施設については、更新をおおよそ5年毎に更新しなければならないので、その時に確認したり、県が毎年策定する監視指導計画を基に保健所職員が立ち入る際に確認したり、食品衛生協会とも協力しながら実行できているかをより広く確認していく。	食品・生活衛生課

(4) GAP 認証拡大について		
ご意見等の概要	県の考え方・取組状況等	関係課
<p>・GAP 認証拡大について指標（認証経営体数）が880となっているが、10月末現在で622にとどまっている。</p> <p>・安心おおいた直売所の指標（認証直売所数）が115となっているが、97にとどまっており、昨年度の99より減っている。この2点の理由について教えてほしい。（淵委員）</p>	<p>・「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」と「大分県版GAP」が来年度いっぱい終了するため、事業者が認証の継続をやめた事と、J-GAP（団体認証）がこれから始まるので、上半期は少なかったが下半期は認証数が増えてくると考えている。また、現在の622のうち400余りは、「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」を含めた数字であるので、指標の再検討も考えている。</p> <p>・直売所の統廃合の影響で減っているためだと考えているが、今後も粘り強く認証の推進に努めていきたい。</p>	地域農業振興課
<p>GAP 認証推進に向けた取り組みが難しく、行政側もここ数年明確に取り組みが出来ていない。また、GAP 認証の認知度が低いため、農産物の安全性を担保するためにも農家にさらに普及してほしい。（藍澤委員）</p>	<p>GAP は、流通サイドから求められて取組むケースが多く、生産者にやらされ感が根強いことが推進を妨げる一因となっていると理解している。GAP には経営改善の道具としての側面もある。これまでは、生産者に GAP 認証を取得してもらうための推進方策を考えてきたが、今後は、生産者が取得した GAP をどのように活かしていくかという方向からも考えていきたい。</p>	

2 生肉の取扱いに関する委員からのご意見について

(1) 学校現場への食肉の持ち込みについて		
ご意見等の概要	県の考え方・取組状況等	関係課
<p>小学校を対象に食育の一環として、牛肉ハンバーグを子どもたちと作りたいと考えたが、生肉は持ちこんではダメだと学校側から言われた。もし、学校現場への食肉の持ち込みに関する取り決め等があれば教えてほしい。（鷲頭委員）</p>	<p>学校給食では、衛生管理基準があり、喫食まで2時間以内に調理をしなければならないと定めているため、前日の作り置きは出来ない。今回の事例である生肉を持ち込んで、調理を行う事は、衛生管理上問題がなければ、調理可能であると思われる。ただ、給食に提供するのであれば、誰でも調理して良いと云うことではないので、調理に従事する人の衛生管理等は気をつけて頂く必要はある。詳しい事情が分からないので、個別に体育保健課に相談してほしい。</p>	体育保健課

3 委員からのその他ご意見について

(1) 環境中における水質・残留有機汚染物質の基準について		
ご意見等の概要	県の考え方・取組状況等	関係課
<p>沖縄ではP F O Sという有害物質が検出されたという報道があった。自分の住んでいる地域の水質や有害物質に関する基準について知りたいときは、どこに問い合わせれば良いのか？</p> <p>また、井戸水の検査はどこでしてくれるのか？（首藤文江委員）</p>	<p>有機フッ素化合物であるP F O Sは水道水質基準項目や環境基準項目ではないが、この物質に対する関心が高まっていることから、環境省が公共用水域や地下水の調査を全国で行なうこととしている。</p> <p>県内河川や海域の水質測定は、県などが行なっておりその結果はホームページで公表している。基準についても掲載しているので県庁ホームページを見ていただくか、環境保全課又は各保健所に問い合わせしてほしい。</p> <p>飲料水の水質検査については、厚生労働大臣の登録を受けた大分県薬剤師会検査センターで行っている。</p>	<p>環境保全課</p>